

新潟県条例第5号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 県民生活・環境部関係					(2) 県民生活・環境部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
15 の 14	(略)	(略)		(略)	15 の 14	(略)	(略)		(略)
15 の 15	土壌汚染対 策法第27条 の2第1項 の規定に基 づく汚染土 壌処理業の 譲渡等の承 認の申請に 対する審査	汚染 土壌 処理 業譲 渡等 承認 申請 手数料		1件につき 124,000円					
15 の 16	土壌汚染対 策法第27条 の3第1項 の規定に基 づく汚染土 壌処理業者 である法人 の合併等の 承認の申請 に対する審 査	汚染 土壌 処理 業者 合併 等承 認申 請手 数料		1件につき 124,000円					
15 の 17	土壌汚染対 策法第27条 の4第1項 の規定に基 づく汚染土 壌処理業の 相続の承認 の申請に対 する審査	汚染 土壌 処理 業相 続承 認申 請手 数料		1件につき 124,000円					
<u>15</u> <u>の</u> <u>18</u>	(略)	(略)		(略)	<u>15</u> <u>の</u> <u>15</u>	(略)	(略)		(略)
<u>15</u> <u>の</u> <u>19</u>	(略)	(略)		(略)	<u>15</u> <u>の</u> <u>16</u>	(略)	(略)		(略)

(略)				
17 の 5	(略)	(略)		(略)
17 の 6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料		1件につき 147,000円
17 の 7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例の変更認定申請手数料		1件につき 134,000円

(略)				
43	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の変更許可申請手数料		1件につき <u>67,000円</u>

(2)の2～(5) (略)

(6) 土木部関係

対象となる 事務	名称	区 分	金 額

(略)				
17 の 5	(略)	(略)		(略)

(略)				
43	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の変更許可申請手数料		1件につき <u>75,000円</u>

(2)の2～(5) (略)

(6) 土木部関係

対象となる 事務	名称	区 分	金 額

(略)				
14	採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく業務管理者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定の申請に対する審査	(略)		(略)
(略)				
19	砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定の申請に対する審査	(略)		(略)
(略)				
21	砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査	砂利採取計画認可申請手数料		1件につき <u>33,900円</u>
22	砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利採取計画変更認可申請手数料		1件につき <u>15,000円</u>
(略)				
(6)の2～(9) (略)				

(略)				
14	採石法第32条の4第1項第5号ロの規定に基づく業務管理者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定の申請に対する審査	(略)		(略)
(略)				
19	砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することの認定の申請に対する審査	(略)		(略)
(略)				
21	砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査	砂利採取計画認可申請手数料		1件につき <u>37,700円</u>
22	砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利採取計画変更認可申請手数料		1件につき <u>17,000円</u>
(略)				
(6)の2～(9) (略)				

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。